

高松市・牟礼町合併協議会会議録  
第 1 0 回 会 議

平成 1 7 年 1 月 1 9 日 (水)

高松市・牟礼町合併協議会

# 高松市・牟礼町合併協議会会議録

## 第10回会議

### 1 日時

平成17年1月19日(水)午後2時開会・午後4時41分閉会

### 2 場所

香川県自治会館 7階会議室

### 3 出席委員 20人

会長	増田昌三	委員	松田勝
副会長	高木英一	委員	藤井勇
委員	三野重忠	委員	静孝義
委員	渡部康一	委員	安戸清次
委員	大橋光政	委員	香川深雪
委員	三野八ル子	委員	加藤博美
委員	梶村傳	委員	小西百々代
委員	大浦澄子	委員	浜川憲博
委員	三笠輝彦	委員	村上貞夫
委員	森谷芳子	委員	太田量子

### 4 欠席委員 2人

委員	井竿辰夫	委員	谷本繁男
----	------	----	------

### 5 出席幹事 6人

副幹事長	三野重忠(委員兼務)	幹事	関正則
幹事	中村榮治	幹事	中村憲昭
幹事	熊野實	幹事	佐々木永治

6 幹事会部会委員 62人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	川田 喜義
総務部会委員		健康福祉部会委員	武上 浩一
企画財政部会委員	中村 憲昭 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	西川 典生
市民部会委員		健康福祉部会委員(代理)	赤松 裕
土木部会委員		環境部会委員	田中 豊彦
消防部会委員		環境部会委員	大嶋 光晴
総務部会委員	小山 正伸	環境部会委員	藤井 敏孝
総務部会委員	合田 彰朝	環境部会委員	宮武 敬三
総務部会委員		環境部会委員	井上 協典
企画財政部会委員		環境部会委員	大熊 正範
産業部会委員	生山 登	産業部会長	田阪 雅美
都市開発部会委員		産業部会委員	池尻 育民
土木部会委員		産業部会委員	川西 正信
企画財政部会委員	関 正則 (幹事兼務)	産業部会委員	山田 悟
企画財政部会委員	岸本 泰三	産業部会委員	田中 忠博
企画財政部会委員	植松 勉	都市開発部会委員	横田 幸三
企画財政部会委員	白井 文夫	都市開発部会委員	氏部 幸男
企画財政部会委員	秋山 利広	都市開発部会委員	大林 勝
市民部会委員	間島 康博	都市開発部会委員	宮武 茂基
市民部会委員	久利 泰夫	土木部会長	久米 憲司
市民部会委員	中川 仁		
市民部会委員	那須 等		
市民部会委員	秋山 徹		
健康福祉部会委員			
市民部会委員	中村 健児		
環境部会委員			
市民部会委員	小西 芳信		
産業部会委員			
都市開発部会委員			
土木部会委員			

土木部会委員	西岡慎吾	教育部会委員	前田昭徳
土木部会委員	稲垣基通	教育部会委員	安田和文
土木部会委員	山下功	教育部会委員	熊野正樹
土木部会委員	稲葉秀一	教育部会委員	山下晴久
土木部会委員	平尾洋二	教育部会委員 文化部会委員	中村洋三
土木部会委員	鎌田茂史	文化部会委員	馬場朋美
土木部会委員	土居譲治	文化部会委員	高橋広二郎
土木部会委員 水道部会委員	佐藤宏	文化部会委員	川崎正視
水道部会長	松尾尚市	農業委員会部会長	溝淵收
水道部会委員	小川雅史	農業委員会部会委員	太田秀人
水道部会委員	藤川肇	議会部会委員	宮本弘
教育部会委員	上原直行	議会部会委員	川原譲二
教育部会委員	松木健吉		

## 7 事務局

事務局長	林昇	総務班	黒淵博美
事務局次長	加藤昭彦	調整班長	清谷文孝
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井隆	調整班 兼計画班	林田競一
総務班長 兼調整班兼計画班	加藤将門	調整班 兼計画班	平尾和律
総務班 兼調整班	安西正門	調整班 兼計画班	諏訪真史

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 協議事項

- 協議第 19 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について  
（第 8 回会議提案：継続協議）
- 協議第 20 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）  
について（第 8 回会議提案：継続協議）
- 協議第 30 号 建設計画（協定項目第 25 号）について  
（第 8 回会議提案：継続協議）
- 協議第 31 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い  
（協定項目第 8 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 32 号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 33 号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 13 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 34 号 一部事務組合等の取扱い（協定項目第 16 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 35 号 障害者福祉事業（協定項目第 24 - 6 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 36 号 高齢者福祉事業（協定項目第 24 - 7 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 37 号 交通関係事業（協定項目第 24 - 16 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 38 号 上水道事業（協定項目第 24 - 17 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 39 号 消防防災関係事業（協定項目第 24 - 19 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 40 号 学校教育事業（協定項目第 24 - 20 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 41 号 その他の事業（幼保一元化事業）  
（協定項目第 24 - 23 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 42 号 コミュニティ施策（協定項目第 24 - 5 号）について

- 協議第 4 3 号 児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について
- 協議第 4 4 号 その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号）について
- 協議第 4 5 号 環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について
- 協議第 4 6 号 商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について
- 協議第 4 7 号 農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）について
- 協議第 4 8 号 建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）について
- 協議第 4 9 号 下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について
- 協議第 5 0 号 社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について
- 協議第 5 1 号 文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について
- 協議第 5 2 号 その他の事業（夢励人プロジェクト）  
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
- 協議第 5 3 号 その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について
- 協議第 5 4 号 その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について
- 協議第 5 5 号 その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について
- 協議第 5 6 号 その他の事業（石のさとフェスティバル事業）  
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

#### 4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

#### 5 閉会

午後 2時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第10回会議を開会させていただきます。

皆様方には、平成17年の新年をお健やかに迎えられましたこととお喜びを申し上げます。昨年1年間は、大変お世話になりました。また、ことしも、ひとつよろしくお願ひしたいと存じます。合併協議に残された時間も大変わずかとなりましたので、どうか実りある、建設的な協議が進みますように、よろしくお願ひを申し上げます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） それでは、会議に入らせていただきます。

初めに、会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議の会議録署名委員には、加藤博美委員さんと渡部康一委員さんのお二人にお願ひしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項の協議第19号地域審議会の取扱いについて及び協議第20号議会の議員の定数及び任期の取扱いについての2件を一括議題といたします。

なお、協議第19号及び第20号につきましては、前々回の第8回会議で、提案及び説明を行い、前回、第9回会議で、さらに質疑等を行いました。継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第19号地域審議会の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。

なお、継続協議案件の提案内容につきましては、恐れ入りますが、本日、朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第20号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、提案内容は、

ページ中ほどに記載のとおりでございます。

この二つの案件につきましては、ただいま会長の御発言にもございましたように、前々回の第8回会議で提案されまして、前回会議で、質疑、協議を行いました。意思集約を図ることができず、再度、継続協議の取り扱いとなっているものでございます。

以上が、協議第19号及び協議第20号の提案内容でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第19号及び協議第20号について、御質問等ございましたら、御発言を願います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議の方で、第4条の2なんですけども、審議会の委員、学識経験を有する者と公募により選任された者と、こう二つ、選任のあれが出ておりますけども、これは大体どういうふうな、割合とかというのはどこで決まるんでしょうか。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

事務局長 はい、事務局ですが、ただいまの御質問ですが、学識経験者と公募により選任された者の割合ということですが、現時点で、どういうふうに割り振るかということは考えておりません。今後、発足させるまでに、さまざまな規定等を定める必要がございます。その協議の中で、具体的に、牟礼町さんとしてどのようなお考えをお持ちか、ということをお聞き中で、調整をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第19号及び協議第20号についてお諮りいたします。

協議第19号及び第20号の2件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第19号及び協議第20号、2件につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第30号建設計画についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第30号建設計画について説明いたします。

建設計画につきましては、一部、修正がございますので、別添の附属資料（建設計画分）で説明いたします。

会議資料の後にとじております附属資料その1、建設計画（案）をごらんください。建設計画の案の42ページをお開きください。

今回の修正は、行政制度等の調整結果を踏まえたものでございます。

まず、42ページの下の方、29行目になりますけども、（2）心ふれあうコミュニティ形成を基礎としたまちづくりのうち、コミュニティ活動の支援におきまして、むれ源平まちづくり協議会や夢励人プロジェクトの活動を踏まえた内容に修正するもので、その内容は、読み上げますと、「これまでの「むれ源平まちづくり協議会」や「夢励人プロジェクト」において、芽生え、定着してきた住民の自主的な活動を踏まえ、自立と連帯に根ざした心ふれあう地域社会が形成できるよう、自主的なコミュニティ活動を促進します。」とするものでございます。

なお、次のページの欄外に、むれ源平まちづくり協議会と夢励人プロジェクトの活動の注釈を追加いたしております。

次に、43ページ、2行目の（3）住民と行政のパートナーシップに基づくまちづくりのうち、住民との協働の推進について、両市町のこれまでの取り組みを踏まえ、その4行目以降でございますが、「また、これまで高松市においては、平成13年に「市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画」を策定するなど、NPOと行政との協働を進めてきましたが、牟礼町においても、平成16年に「牟礼町元気なまちづくり条例」を制定し、NPOと行政の協働に取り組んでいます。このような状況を踏まえ、今後、これらの趣旨を生かした新たな基本計画の策定を行うとともに、同基本計画に基づき事業を推進するなど、住民と行政とのパートナーシップに基づくまちづくりを進めます。」という文章を挿入するものでございます。

このほか、市の将来構想にも修正がございます。

25ページをお開きください。

2-4-4エリア別の機能整備の方向でございますが、この中の臨海部・島嶼部エリアの記述の最後の方でございますが、「また、豊富な水産資源を活用した高付加価値型

水産業などの産業の振興を図ります。」という文章を挿入いたしますとともに、次の26ページのエリア別機能整備(まちづくり)のイメージ図にございますように、臨海部・島嶼部エリアにおきまして、高付加価値型水産業育成機能を追加するものでございます。

修正箇所は以上でございますが、この建設計画につきましては、今後とも、引き続き御意見、御要望をお聞きする中で、よりよい計画になるよう、適宜、修正を加えることとし、すべての合併協定項目の協議が終了した段階で、意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第30号について、御質問等ございましたら、御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特に、ないようございましたら、協議第30号につきましては、次回、第11回会議で、改めて質疑、協議等を行うことといたします。

次に、協議第31号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

なお、協議第31号から第41号につきましては、前回、第9回会議で、提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料の11ページをお開き願います。

協議第31号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。

協議第31号につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第31号について、御質問等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

静委員 牟礼の静ですが、私、第2回の会合におきまして、一応、編入される側の立場になると、常に不安感を抱えながらの合併協議に臨むんだと、このように申しておいた経緯があると思われませんが、この内容からしてみると、そのあたり、私なりに、いわゆる編入される立場になる場合、何とか、その不安感を払拭していただける体制で臨んでいただ

きたいと、このように要望したこともあります。この内容からしてみると、全くそのあたりはうかがえないということなんですが、そのあたりについて、何かちょっとお答えいただけたらと思いますが。

議長（増田会長） 事務局からお答えいたします。

事務局次長（加藤） それでは、農業委員会部会の方からお答え申し上げます。よろしくお願いたします。

溝渕農業委員会部会長 農業委員会部会でございます。

今、委員さんのお尋ねでございますが、この農業委員会の定数の取り扱いについての検討に当たりますは、やはり、今おっしゃったように、非常に、やっぱり農業そのものに対しては、我々は十分に考慮したつもりでございます。

特に、この定数につきましては、まず、合併ということでございますが、農業委員会をどうするのか、農業委員会を設置して、農業委員会の委員さんに、活動をどうしていただくのかということでございます。

それで、合併をいたしますと、牟礼町の農業委員さん、また、高松市の農業委員さんが、ともどもに、一つになって、農業委員会活動をやっていただくということございまして、高松市と牟礼町の委員さんが一緒になって、農業振興、また、農家の発展をしていただきたいということでございます。その場合に、高松市の農業委員さんの活動、牟礼町の農業委員さんも、活動しておるのは、十分に事務局の方からお伺いしております。そういった中で、お互いに一つとなることができるような形の中で、こういう、今回、定数の提案をさせていただいたところでございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

静委員 そのあたりについては、一応、幹事会のさわりについても、一応、お聞きしておるところなんでございますけれども、我々、議会議員の定数なんかに関しては、あくまで特例法に基づいて、これはもう、我々としても、いたし方ないだろうというふうにも十分理解できるところなんですが、この農業委員さんの定数なんかの問題、特例措置ということで、ある程度、救済措置もあるわけなんで、なぜ、このあたりがもう少し寛大な、何というか、検討がいただけなかったものだろうかと、そのように思われるところでございまして。

特に、十分御存じのとおり、牟礼町においては、一応、都市計画の線引きもなされておったところなんですが、昨年5月に、都市計画の線引きも廃止されたということもあ

して、農業関係者におきましては、やっぱり農業施策に混乱を来すこと、混乱を生じることも懸念されるが、ということを非常に心配もされておるところでもございまして、できれば、そのあたり、何らかの寛大な検討を加えていただきたいと、このようお願いしておきたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

今、静委員の方からも発言がありましたが、やっぱり牟礼町の、今、選挙による委員数が15名なんです。そして、よその、今回、6町が合併協議されておりますけども、そこを一覧表なんか少し資料を出してもらって、比較してみても、牟礼町の減り方っていうのは、15名が2名になるっていうのは、随分、減り幅が大きいっていう不安があるわけです。もっとも、牟礼町の場合は、面積が狭いし、農業人口が少ないっていうのはありますけども、現実に、今、15名いますので、それが2人になるっていうことになると、なかなか、経過措置で少し幅を持たせてほしいっていう要望が非常に強うございます。

それで、今、静委員の方からも発言がありましたように、特例措置が、40人を超えない範囲で可能っていうことになっておりますので、今、ずっと6町を足しますと19名ですね、特例措置の人数が出ておりますけれども。そういう面からいうと、数だけ見てみますと、まだ21名の枠があるっていう計算になりますので、ぜひ御検討をいただきたいというのがお願いでございます。

議長（増田会長） ちょっと農業委員会の定数等については、幹事会等でもお話しできると思うんで、そこらの事情を、ちょっと事務局からもう一度説明していただけますか。

溝渕農業委員会部会長 そしたら、私の方から、この委員の定数の任期とあわせまして、数字を出した内容を、ちょっと時間かかりますけど、最初から御説明をさせていただきます。

まず、この任期の取扱いの考え方につきましては、先ほどちょっと話したことと重なりますが、まず、農業委員会の設置をどうするか、というところからスタートいたしました。これ、農業委員会法によりますと、農地面積とか、行政区域面積が大きければ、複数の農業委員会を設置することができる、ということになっております。これは、この協議会資料にもついておると思いますけれど、ただ、牟礼町さんと高松市だけの、合併でとらえますと、この複数の設置要件には当てはまりません。ただ、今、他の町との合併が進んでおりますので、他の町、今、塩江町はもう調印いたしましたんで、これを合わせますと、複

数の設置要件はございます。農業委員会、二つ以上置くことができます。

しかしながら、やはり、この農業委員さんの仕事と申しますのは、農地とか、それから、担い手を中心とした農政関係でございますので、これにつきましては、高松市、また、合併町と、やっぱり一体性というんですか、公平に業務に取り組んでいかなければいけないといったようなことも踏まえまして、一つの農業委員会ということにいたしました。これが、まず、スタートというんですか、1番目でございます。

そういたしますと、今、先ほどもございましたように、この合併は編入ということでございますので、そういたしますと、高松市の委員さんは全員残ることになりますが、牟礼町の農業委員会はなくなるということになります。そうしますと、牟礼町の委員さん、選挙による委員さん、また選任の委員さんも、皆さん失職というのが法の原則でございます。しかしながら、農業委員さんは、もう牟礼町さんも一緒ですが、非常に日ごろから地元にも密着した活動をいただいております。また、そういったことで、町の委員さんが一人もいなくなって、高松市の委員さんが、じゃあ牟礼町へ行って、農業委員さんの仕事を急にしろといっても、これまた、難しい話でございます。

それから、いずれにしても、今、それぞれ高松市の農業委員会、農業委員さん、また牟礼町の農業委員会、また農業委員さんの活動を、これをやっぱりお互いに理解してもらおうと、知るというような期間もやっぱり必要でないかということがございまして、特例を適用しようというところで、特例適用を考えてございます。

じゃあ、その特例を適用するとしますと、検討しなければならないのが、今回、協議会上がっております委員さんの定数と任期の取扱いでございます。この部分が、この協議会上がっているものでございます。それで、先ほど言いましたように、合併しますと、農業委員会が一つでございますので、高松市の委員さんと牟礼町の委員さん、これは、もう一つとなって活動いただきますので、やはり農業委員さんの仕事ですか、先ほどの農地、農政、やはり同じような量というんですか、内容ですか、この部分でやれば、お互いに力を合わせてやっていけるということで、今回、この定数の検討をさせていただきました。

それと、もう一つが、合併期日がまだ確定はしておりません。18年の、今、3月が予定されておりますけれど、今回の特例期間は、20年の7月までです。と申しますと、2年4カ月ぐらいになります。そうしますと、委員さんの任期というのは、3年でございますので、丸々とは言いませんが、4分の3ぐらいが委員さん、残任期間残ります。こういった、特例期間も長いといったようなこともあわせまして、期間があれば、ある程度の人

数の方がいらっしやれば、先ほど言いました、お互いの農業委員会、農業委員さんの活動の引き継ぎというんですか、理解もできるんじゃないかなあといったようなところに考えました。

それと、もう一つが、農業委員さんの仕事というのは、先ほど言いました農地の転用なんかを中心とした、遊休農地対策なんかの農地問題、それから担い手を中心とした農家の対応といったようなことが、やっぱり農業委員さんの主な仕事でございますんで、そのところに着目しまして、それぞれの市、町の農地面積、それから農家戸数、これの農業委員さん1人当たりの平均でございますが、担当していただいております、その数でもちまして、牟礼町さんの特例数の人数の算定をさせていただいたということでございます。

そうしますと、高松市におきましても、実は、地域によりまして、やはり、私も実は地区部会制をしておりますが、例えば、ある町の委員さんは、1人当たり、例えば100ヘクタールぐらいを担当しておりますと、例えば中山間部の委員さんであれば、非常に農業も盛んなんですが、1人当たり200ヘクタールを超えるような担当をしてる委員さんもございます。それもおしなべて、平均の中での高松市の1人当たりの平均で、牟礼町さんの委員さんを算定させていただいたというようなことございまして、40の定数ありきじゃなくて、やはり農業委員さんの活動、こんなことをしていただくと、こうしていただければ、確かに、若干負担はかかりますが、高松市の委員さんと、ほぼ同じような活動であれば、お互いに理解していただけるのかなというところで、今回、数字を提案させていただきました。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに御意見ございませんか。

はい、どうぞ。

松田委員 牟礼町の松田ですけども、せっかくの機会ですから、農業委員さんの数ですけど、町では、宇多津と牟礼町が線引きをしておったわけです。その線引きを外しましたので、調整区域でもどんどんと市街化になってきよるという現状で、非常に、従来の香川郡とか、木田郡と違って、非常に忙しくなってきたわけなんです。ほんで、年俸ですね、我々の報酬は、月額25万5,000円です。農業委員さんは、年俸で18万5,000円です。非常にそういう点で、本当にボランティア活動になるわけです。しかも、埋め立ての申請手続というのは、農業委員さんが立ち会って許可をしておるという現状で、ただ、残任期間がありますので、その間、十分に執行部の方で御指導していただけるとい

うことであれば、理解もできるんですが、やはりその点が、せっかく合併問題が出て、スムーズに経過措置が出まして、それで十分に引き継ぎますと、この問題は自然に解決しますが、精神的に、16名が一気に2名になるといいますと、これで果たしてやれるんだろうかということ。

牟礼町では、農業委員の選挙がありまして、比較的、もう年俸18万5,000円ということになりますと、もう、なすり合いというような経過があったわけなんです。ずっと3年任期で、無投票できておったわけです。後から議会推薦をひっつけたという経過がございますので、御理解いただけるのであれば、大字が三つございますので、3人出していただけますと、非常に実情がよくわかりますので、そのぐらいの経過措置をしていただきますと、高松市も、さすがはこの点については御理解があつておるんでなからうかと、このように認識できますので、できましたら、その程度のことは、経過措置としてお願いしておきたいと、こないに思いますので、よろしく御配慮のほどをお願いしたらと思います。

以上です。

議長（増田会長） はい。お聞きしておりますと、協議第31号につきましては、まだ継続協議の必要があると存じますので、次回の第11回会議で改めて協議を行った上、意思集約を図ることとさせていただきます。

それでは、次に、協議第32号一般職の職員の身分の取扱いについてから協議第36号高齢者福祉事業についてまでの5件、一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料15ページをお開き願います。

協議第32号一般職の職員の身分の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第33号事務組織及び機構の取扱いについてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。

協議第34号一部事務組合等の取扱いについてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、26ページをお開き願います。

協議第35号障害者福祉事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、29ページをお開き願います。

協議第36号高齢者福祉事業についてでございます。これも、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

以上が、協議第32号から協議第36号の提案内容でございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は、説明を省略させていただきます。

説明は、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第32号から第36号までについて、御質問等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

安戸委員 牟礼町の安戸でございます。

職員の身分保障でございますけども、これ、給与については、我々が口出しするもんじやないと、ほとんど執行部のことであって、議員が職員給与に対して口出しするんは、どうかと思いますけれども、今、塩江入れて6町ですな、6町の、高松市はラスパイが108になった、16年度がな。ほんなら、よその町は、95や85、一番低いんが、牟礼町が85.9です。ほんなら、職員の身分保障のところ、担当の部長さんかなんかが話ししょんやけれども、2分の1保証はしますということは言われとんですけども、他の町村との差があるから、ラスパイの。ほなけん、このあたりはどういうふうになるんかいなと思うんですけども。

一たん合併したら、それはもう高松市の職員やから、高松市のラスパイにあわせて、給料がそれに、2分の1でなしに、そこへ全部当てはまるんかなというようなことで、そのあたりの、幹事会のときの御答弁は、2分の1のという答えであったわけや。高松市の職員だったら、同等に扱うんが普通でないんかいなと。身分の保障は、今、町の課長は係長とか、そういうことはわかるんですけども。それと号俸のワタリがどういうふうになるんか、この辺の説明が全然ないからな。幹事会のところでは、説明はしとるけれども、我々の資料の中には、そういうことがないわけなんです。そじゃけん、そのあたりを、今後、職員はそれぞれ家族もあり、皆、それぞれ生活もしていかないかんから、その辺はきちっと話ししてなかったら、職員に対して、非常に不安がとるからな。その辺は、はっきり

してほしいということをお願いしておきます。

議長（増田会長） はい、それじゃ、事務局からお答えいたします。

事務局次長（加藤） それじゃ、総務部会の方からお答え申し上げます。よろしく願  
いいたします。

合田総務部会委員 そしたら、総務部会から御説明申し上げます。

今、お話がありましたとおり、職員さんが、合併に伴いまして高松市の職員となると、  
これは、今、ここにお示したとおりでございまして、勤務条件等についても、高松市の  
職員と均衡を失しないようにします、ということをお提案させていただいておるわけです。

それで、基本的には、職員さんが高松市の職員となる場合においては、補職、給料等々  
の格付をどうするかという、具体的な問題になりまして、今のお話は、基本的には、給  
料については高松市の職員並みにというお話のようなんですけども、我々としましては、  
給料につきましては、基本的な考え方は現給保証と、現在の給料は保証しますと、これは  
間違いなく保証します。ですから、下がることは一切ありませんと、給料ベースでは。そ  
ういうことで御提案させていただいておりまして、あと、今、お話のありました部分につ  
きましては、合併の先進地、または、本市のこれまでの推移を見る中で、取り扱いについ  
て御提案をさせていただいておるといふような状況です。

基本的には、均衡を失しないといふようなことを念頭には置きながら、やはり財政上の  
問題、総合的な問題もありますので、具体的な取り扱いにつきましては、そういう視点も  
勘案しながら、これは、基本的な考え方は、もう6町さん共通なんですけども、提案をさ  
せていただいておりますという状況でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

安戸委員 今、御説明があったんですけども、各町でそれぞれ差額があるから、そうい  
うところは、行ったときの仕事というんは同じ仕事であってやな、最初からのスタートが、  
Aコースは10メートル前ですよと、Cコースは10メートル後ろですよと、というような  
差額があるわけや。この辺の頭をどういうふうにそろえていって、2分の1保証するんか  
ということよ。ほやけん、現行の分は保証しますということや。ほやけん、各町で差額が  
あるでしょう、ラスパイの。高松市は、平成16年度は108になっとるわけや、我が町  
は、85.9や、ほんなら一番高い国分寺か、95.1なんや、ほんなら大方10あるん  
や、なあ、10%あるわけや。ほんで、平均賃金が四十何万円じゃて、4万円ぐらい違う  
わけ。

ほやから、ここの平成16年度はそういうやつ、ほんで、これからしていったら、こういうことを、この表はきちっとくれとるからな。それから見ていたら、そういうことになっとるから。ほやから、そういうな、高松市がどうであろうと、各町の、今度合併したところが一緒に職員が寄ったときに、現行の分は保証しますということは、これはわかるんや。ほんやけども、格差があるからな、その格差によって保証するんかということなんや。格差があって、そのまま保証するということなら、それでもええんですよ。

合田総務部会委員 はい、いいですか。

議長（増田会長） お答えします。

合田総務部会委員 それから、先ほどもお話ありましたラスパイレス指数ですけども、高松市は100.8でして。100.8です。

安戸委員 100.8で言ようやん。

〔「108言うたよ」と呼ぶ者あり〕

合田総務部会委員 ですから、ちょっと訂正をさせていただきます。

それと、今、お話ありましたとおり、各町それぞれまちまちだということで、基本的には、各町まちまちの給与体系をとってありまして、それぞれラスパイレス指数も、おっしゃるとおり異なっております。これをどういうふうな形で調整するかといいますのは、これは、今、お話ししましたとおり、現給保証というのを基本としながら、先進事例を見てありますと、基本的には、国、それから他の都道府県、先進事例を見ましても、再計算という方式をとってありまして、その再計算方式をとる中で調整をするということになります。ただ、調整額をどういうふうにするかというのは、これは各町で、それぞれ給与体系が異なっておりますから、それを見させていただく中で、具体的には取り扱うということにしてあります。

ですから、お話ししましたとおり、すべてがすべて、各先進地事例を見ましても、この比較、差の中で、すべてがすべて埋めるということになっておるところと、おらないところもありますので、そういうことも含めて、こちらとしましては提案をさせていただいておりますし、詳細な部分については、また今後、さらに詰めていくということにしてあります。

安戸委員 ひとつ、さぬき市がな、非常に、合併する前に、あるところが低かったんを、合併の話が出たときにもうぱっと上げてしもうて、調印のときには、もうそれより、よその町よりはぱっと上がってしもうとったわけや。そういうふうなこともあるからな、ほん

だから、その辺は平均的な、最初に高松市が、国分寺とか、香川町とか、香南とか、香南は91.何ぼやと思うんや。そういうところを平均にしたものの現行給与を保証しますよ、ということをおっしゃってくれた方がわかりやすいと思うん、職員もな。

議長（増田会長） どうぞ。

合田総務部会委員 各町、それぞれまちまちですので、それを全く平均した形で現況比較し、さらに再計算をしますと、これは財政上も大きな問題になりますので、それはちょっと考えておりません。

安戸委員 ほんじゃけん、高松市の考え方がよくわかりましたから、また、我が町も、そういうふうなことについては、帰って町長とよく相談をいたします。

高木副会長 そしたら、安戸委員さんね、今の職員の給料の問題ですけども、私も安戸委員さん初め、議会関係者の方から聞いております。それで、先々週から、私、直接各課に回りまして、職員の皆さん方には、合併した後には、皆様方のやる気と能力ですよと。だから、この1年間、頑張りなさいよと、行ったときにはきちっと仕事しなさいよと。そうすれば、認められれば、民間も同じですけども、2階級特進もあろうが、ありますよと。いうことを言うて、私は、職員の納得はいただいているつもりでございますし、これからも、そういう意味では、リーダーシップを発揮して、職員教育に励んでまいりますので、安戸委員さん、どうぞ御安心ください。

三野（八）委員 そこまで言われると、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

やっぱり、先ほど安戸委員もおっしゃってたように、牟礼町は、ラスパイがもう最下位ですうときてるんです。それで、今、高木副会長さんがおっしゃいましたけど、やる気の問題で何でもできるって問題ではないと思うんです。そりゃ、一部の人はできるとは思いますけども、それはもうごく一部、ごくごく一部で、だから、やっぱり、これは全体的話をしてるわけですから、やっぱり牟礼町がラスパイがもう最下位ですうときてるって、そういう配慮も少しは考えてほしいって発言、やっぱりしておきたいですね。

そりゃ、もう努力でできることってのはありますよ、一部には。でも、それはごくごくわずか、そういう認識で、ぜひ御検討をいただきたい。

以上でございます。

議長（増田会長） 御意見としてはお伺いしておきますが、それでは、協議第32号か

ら協議第36号までの5件についてお諮りいたします。

協議第32号から協議第36号までについて、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第32号から協議第36号までの5件については、原案のとおりと確認をいたします。

次に、協議第37号交通関係事業についてから協議第41号その他の事業（幼保一元化事業）についてまで、5件を一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、32ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第37号交通関係事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、35ページをごらんいただきます。

協議第38号上水道事業についてでございます。提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第39号消防防災関係事業についてでございます。提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、41ページをお開き願います。

協議第40号学校教育事業についてでございます。提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございますが、この学校教育事業につきましては、当初、提案いたしました内容に、不登校対策事業の調整に係る資料が漏れておりましたので、今回、追加提出をいたしております。その調整内容を、附属資料のその2で御説明をさせていただきます。

附属資料のその2の85ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料（継続協議分）という、その2の資料の85ページでございます。最後から2枚目でございます。

85ページの学校教育事業のうち、不登校対策（適応指導教室）事業でございます。両市町の現況は、資料に記載のとおりでございます。牟礼町では、町単独では、適応指導教室を設置しておりませんが、市町の協議によりまして、さぬき市の少年育成センター内の適応指導教室を利用いたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、学校教育事業についての提案内容そのものには、変更はございません。

以上が、学校教育事業についてでございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料にお戻りいただきまして、44ページをごらんいただきたいと存じます。

44ページの協議第41号その他の事業（幼保一元化事業）でございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

協議第37号から協議第41号までの提案内容につきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第37号から第41号につきまして、御質問等ございましたら、御発言願います。特に、ございませんか。

はい、どうぞ。

加藤委員 高松の加藤でございます。

協議第40号の学校教育についてでございますけれども、学校教育の中で、学校給食というのがございますけれども、今現在、高松市においては、物資購入につきましては、今、高松では登録業者を2年ごとに決めて、そしてまた、その登録業者から物資の購入をさせていただいております。そしてまた、その次の一月後に見積りをいただいて、その物資を検討して行って、物資購入会を行っておるわけでございますけれども、牟礼町さんの方は、どのような物資の購入の行い方をしているのか、お聞きしたいわけでございます。

そしてまた、高松と合併した年にはそのままですけれども、その翌年から高松に統一するのであれば、そのような方向で行うのかどうか、お聞きしたいわけでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えいたします。

事務局次長（加藤） それでは、教育部会の牟礼町の委員さんの方からお答えをお願いをいたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

中村教育部会委員 高松市さんと同様で、業者選定をいたしまして、給食部会で決定しているところでございます。

それで、合併後のことでございますけれども、高松市さんと同様な措置をとる予定でございます。

加藤委員 そしたら、今のところは、登録業者を決めてということでお伺いしたらいいんですね。そしたら、近くの業者からというのではなくして、登録業者を決めているという

ことでお伺いしとったらいですか。

中村教育部会委員 はい。

加藤委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第37号から協議第41号まで、5件についてお諮りいたします。

協議第37号から第41号までについて、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第37号から協議第41号まで、5件については、原案のとおりと確認をいたします。

次に、新規提案の案件でございますが、これからの協議第42号から協議第56号までの15件につきましては、会議規程に基づき、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第11回会議で、改めて協議等を行った上、意思集約を図ることといたしております。

それでは、まず、協議第42号コミュニティ施策についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

附属資料のうちで、右肩にその3と記載しております附属資料（新規提案分）をごらんいただきたいと存じます。附属資料その3でございます。

新規提案分の附属資料でございますが、本日、その3とその4を合わせまして、240ページほどございます。このようなことから、説明の都合によりまして、両市町に違いのある点を中心に、ポイントを絞って御説明いたしますので、この点、御了承いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、附属資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。

コミュニティ施策のうち、まず、自治会活動推進事業でございます。

現況でございますが、2の自治会活動支援補助につきまして、市町間で内容に差異があるほか、3の自治会加入・結成促進奨励につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案でございますが、ページ右下にございますように、「高松市の制度に統一する。

ただし、牟礼町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。

3ページは、地域コミュニティ推進事業でございますが、高松市のみの事業でございますことから、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

広報紙等配布業務でございますが、事業内容の全般にわたりまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、5ページの地域ふれあい交流事業でございますが、これは、高松市のみの事業でございます。

続きまして、6ページから7ページにかけましての防犯灯設置等補助事業でございますが、現況にございますように、牟礼町では、町が防犯灯を設置し、維持管理を行っているため、補助制度については、該当はございません。

なお、防犯灯の新設工事につきましては、工事費のうち1万8,000円を、また、ポール新設の際には、自治会が全額を負担をしております。

調整案でございますが、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

安全で安心なまちづくり推進でございますが、両市町で、資料に記載のとおりの内容で事業を実施いたしておりますが、その実施内容に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、9ページの高松市ボランティア・市民活動センターにつきましては、高松市のみの事業でございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと存じます。

NPOと行政の協働でございますが、現況欄にございますように、高松市では、基本方針・基本計画に基づき事業を推進しておりますのに対し、牟礼町では、昨年の10月に、牟礼町元気なまちづくり条例を制定し、事業を推進してありまして、その事業内容において差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。なお、「牟礼町元気なまちづくり条例」の趣旨も生かす中で、高松市としての新たな基本計画を策定するものとするとし、調

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと存じます。

消費者行政の推進でございますが、現況でございますように、11ページから12ページにかけての両市町の事業のうち、消費者行政に係る事業の内容に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと存じます。

集会所等設置補助事業でございますが、補助内容につきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

以上が、調整内容でございます。

なお、会議資料に記載しております提案内容につきましても、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、本日は、会議資料の提案内容の説明は、省略をさせていただきます。

以上で、協議第42号コミュニティ施策についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第42号について、御質問等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

渡部委員 牟礼の渡部でございます。

このことにつきましては、既に幹事会でも御検討をされ、調整されているところでございますが、今、説明がありました内容の中で、校区単位の問題が、牟礼町としては一つということで、牟礼町の方からお願いしとるように聞いております。コミュニティのこれからのいろんな活動の拡大を図っていくというような意味から、議員の中でも、校区に置いたらどうかという意見が相当ございまして、自治会連合会とも相談をされているようでございますが、これも提案事項でございますので、私たちもそのように、なおさら検討を進めてまいりますが、一応、校区単位にしたらいいのか、牟礼町は一つでやったらいいのか、ということ結論を出していきたいと思っておりますから、ひとつその幅が、今、検討してあるということで、御理解をしておいていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） わかりました。

ほかに、どうぞ。何かございますか。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

その3の2の自治会活動の支援のところなんですけども、自治会に対する補助は、牟礼町の場合は非常に手厚くありまして、1人当たり1,000円ってということで、激変緩和措置で、2年っていうことを調整案でいただいておりますが、非常にやっぱり、高松と牟礼と見ますと、加入率でも、高松の場合は72.6、牟礼町の場合は93.8と、そして活動においても、随分活発ってということで、牟礼町の自治会、自負しているところなんです。やっぱりそこら辺の措置を、後からも出ますけども、環境問題のごみ収集とか、そういうところでも、自治会活動が随分行き渡ってるというようなこともありますので、少し御検討いただけないかどうか、御意見をお伺いしておきます。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、市民部会の方からお答えを申し上げます。

久利市民部会委員 市民部会でございます。

ただいまの自治会活動の支援でございますが、先ほど牟礼町の委員さんの方からも御指摘ございましたように、連合自治会の組織化を、現在、検討されておるようでございます。高松市では、地区、校区の連合自治会を中心に、地域が一体となったまちづくり、活動を積極的に進めておりまして、単位の自治会に対する支援も、連合自治会を中心に行っております。

これからのまちづくりを考えた場合に、住民と行政とが役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めると、こういうことで、高松市では、地域みずからのまちづくりということを積極的に推進いたしております。その基盤になりますのが、連合自治会を中心にした、地域内の各種団体が構成する地域コミュニティというものを、現在、市内35の地区、校区の方で立ち上げていただいておりますのでございまして、そのような意味で、牟礼町におかれまして、連合自治会を中心に、地域の一体性をより高めていただくということ、地域の特色を生かしながら発展を図るということ、地域が一体となったまちづくりを、活性化して着実に前進すると。そういったことから、連合自治会を中心に、高松市の連合自治会連絡協議会にも加入をいただいで、ともどもに活動をしていただきたいと。できれば、合併を機会に、連合自治会を設立されまして、そうしたまちづくりを進めていただきたい

ということで、その準備期間として、合併後の1年の期間を置いたところでございます。

気持的には、そういう、なるべく早く連合自治会としての一体性を保って、地域の発展を図っていただきたいと、高松市の連合自治会連絡協議会にも加入をいただきたいと、そういう気持ちを込めまして、準備期間として、1年とさせていただきます。よろしくお願いたします。

三野(八)委員 今、お答えいただいたんですが、先ほど渡部委員の方からも発言がありましたように、連合自治会は、ここ、1となっておりますけども、うちは小学校区が三つありますので、三つでっていうことを御検討いただく。そういうことであれですけど、今、お答えだと、経過措置の間は連合自治会は設置をしないっていう、その間かに、2年ぐらいの間にする、私はそうじゃなくって、即してっていう感覚であるんです、そういうこと。ちょっとわかりにくかったですけど、恐れ入ります。

議長(増田会長) はい、どうぞ。

久利市民部会委員 この制度自体、私どもの高松市の場合は、連合自治会を中心に、単自治会の支援、育成っていうものを行っておりますので、今の牟礼町での取り組みが、少し連合自治会の位置づけが、地域内一つということでございますので、どういう機能になっていくのか、ちょっとわからない点がございまして恐縮なんですけど、今言った、制度上、高松市の場合は、連合自治会を中心に、いろんな支援、活動もやっていただいておりますので、できれば、それに早く合わせていただきたいというような気持ちでございます。

議長(増田会長) ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) それでは、協議第42号につきましては、次回会議で、改めて……

三野(八)委員 恐れ入ります。

議長(増田会長) はい、どうぞ。

三野(八)委員 済みません。

ページ6の防犯灯新設工事の補助の件なんですけど、これは、今もお答えがありましたように、連合自治会が非常にウエートが高い活動を、高松市さんの方はなさってるんで、そうなるかと思うんですが、新しく設置したときに、新設したときに、全額、高松補助で、きのうもちょっと審議の中で出たんですが、全額補助だったら、工事をしたときに直接支払う方がいいんじゃないかというような意見が出てましたが、この連合自治会を通じて支払うっていうのは、何かいきさつか何かがありましたんでしょうか。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

久利市民部会委員 これは、行政の方が管理、運営するというよりも、自治会の方で管理をいただいている防犯灯でございます。そうした性格から、補助金という形で連合自治会の方へ助成をすると。基本的に、中身は全額助成でございますので、趣旨的には、同じようなものになるかと思いますが、地域で管理をしていただくということは重要でございますので、そうした点を考慮しまして、こうした制度になっております。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

それでは、次回、会議で改めて質疑等を行うことといたします。

次に、協議第43号児童福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、15ページをお開き願います。

まず、保育所の現況でございますが、両市町の現況は、資料に記載のとおりでございます。

調整案といたしましては、「牟礼町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。」といたしております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。

保育料でございますが、現況欄でございますように、両市町では、保育料の階層区分と年齢区分が異なっております。なお、保育料につきましては、次の17ページに、両市町の保育料の比較表を掲載しております。

17ページをごらんいただきたいと存じます。

17ページの資料には、階層区分と年齢区分ごとの保育料の月額を掲載いたしております。詳細な説明は省略をさせていただきますが、階層によって金額が異なり、市町間でその金額に差異がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、16ページにお戻りいただきまして、右下にございますように、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の保育所の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

以上が、保育料でございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

第3子以降保育料減免事業でございますが、現況欄の表でございますように、両市町では、対象年齢、対象階層及び減免の内容に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

19ページから21ページにかけては、両市町の特別保育事業について、現況を整理をいたしております。現況のうち、2の延長保育及び3の一時保育の保育料と、並びに4の乳児保育の受け入れ月数等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

病後児保育事業でございます。両市町で事業を実施しておりますが、その事業内容に差異がございまして、牟礼町では、公立保育所で実施をいたしております。

調整案といたしましては、「牟礼町の病後児保育事業については、現行のとおりとする。ただし、利用時間・負担金については、高松市の制度に統一するものとする。」としたところでございます。

続きまして、23ページをごらんいただきます。

放課後児童クラブ関係事業でございますが、現況にございますように、高松市では、健康福祉部所管の放課後児童クラブ及び教育部所管の留守家庭児童会の二つの形態で実施しておりますが、牟礼町では、福祉部門所管の放課後児童クラブを実施いたしておりまして、市町間では、運営方法や利用者の負担金、利用日などにつきまして差異がございます。

調整案でございますが、「牟礼町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一するものとする。ただし、利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと存じます。

公立児童館事業でございますが、現況にございますように、牟礼町では、児童館を設置し、児童館事業を実施いたしております。

調整案といたしましては、「牟礼町児童館については、高松市の児童館として引き継ぐ。」としております。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

私立保育所の支援事業でございますが、現況のうち、2と3の特別保育事業につきましては、高松市では、市単独補助を行っております。また、4の職員研修費補助につきましては、内容が異なるほか、次の26ページの5の保育所入所等事務謝金以降の項目につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、27ページの認可外保育支援事業と28ページの民間児童厚生施設運営補助事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

次に、29ページをごらんいただきたいと存じます。

母子家庭等就業・自立支援センター事業でございますが、現況欄に記載のとおり、牟礼町では、県が市と同様の業務を実施しておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、30ページをごらんいただきたいと存じます。

子育て短期支援事業でございますが、両市町共に、同じ内容の事業を実施いたしております。

続きまして、31ページの母子生活支援施設につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、32ページをごらんいただきたいと存じます。

母子寡婦福祉資金貸付等事業でございますが、牟礼町におきましては、県が市と同様の業務を実施しております。また、6の利子補給につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、33ページをお開き願います。

母と子の集いの家事業でございますが、牟礼町のみの事業でございます。現況にございますように、牟礼町では、母と子の集いの家・きたとみなみの二つの施設を設置し、記載のような内容で事業を実施いたしております。

調整案といたしましては、「牟礼町の「母と子の集いの家」については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。」といたしたところでございます。

次に、34ページをごらんいただきたいと存じます。

母子等医療費助成事業でございますが、3の助成方法が異なりますが、同内容の事業を実施しておりますことから、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、35ページをごらんいただきたいと存じます。

乳幼児医療費助成事業でございますが、これも3の助成方法が異なりますが、同内容の事業を実施しておりますことから、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、36ページから38ページにかけては、先ほどの母子寡婦福祉資金貸付金についての資料を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、協議第43号児童福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第43号について、御質問等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

附属資料の19ページで、特別保育事業の3の一時保育のところなんですけれども、牟礼町の場合は、公立、私立とも、同じ条件で一時保育をいたしておりますが、高松の場合は、公立は書いてありますけれども、私立の方は、保育所により異なるとなっておりますが、1日の保育料が牟礼町と同等、もしくは低額っていうところはあるのでしょうか。今、わからなければ、次に資料提供をいただきたいなと思うんですが。

事務局次長（加藤） それでは、健康福祉部会の方からお答えを申し上げます。

赤松健康福祉部会委員代理 それでは、お答えします。

一時保育の保育料につきましては、私立保育所につきましては、種々異なっておりまして、同額もございまして、高松市の公立の2,500円といった、さまざまな種類で私立保育所の方は利用料を決定しております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三野（八）委員 同額、2,000円、1,000円って、半日で1,000円っていうことですが、時間とか、そういうふうな、牟礼町よりかは低額っていうところはないんですか、同額はあると。

赤松健康福祉部会委員代理 低額の方もございます。

三野（八）委員 ああ、そうですか。

時間はどうですか。

赤松健康福祉部会委員代理 時間につきましては、私立保育所の方は、8時半から始ま

る例もありますし、終了時間が最終で17時30分という事例もございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三野（八）委員 資料はいただけますか。

赤松健康福祉部会委員代理 資料は、後ほど事務局の方からお渡しするというので、よろしいでしょうか。

三野（八）委員 はい、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ほかにございますか。

三野（八）委員 はい、もう一つ。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

次、23ページ、附属資料のその3の23ページですが、放課後児童クラブのところで、牟礼町の方が月額の利用料がすごく安いんですが、運営方法のところで、管理・運営を地元団体に委託と、高松市さんの場合なっておりますが、これはどういう団体か、もし御説明いただけたらと思うんですが。

議長（増田会長） はい、お答えします。

赤松健康福祉部会委員代理代理 健康福祉部会の方からお答えいたします。

委託部分につきましては、健康福祉部担当の放課後対策事業でございまして、地域の社会福祉協議会でございます。

三野（八）委員 29教室、全部社協がやってる、ほかは全くないってということによるんですか。

赤松健康福祉部会委員代理 委託部分につきましては、社会福祉協議会でございます。

あと、教育部門で行っておる留守家庭児童会は、直営事業でございます。

三野（八）委員 はあ、なるほど。わかりました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら、協議第43号につきましては、次回会議で、改めて質疑等を行うことといたします。

次に、協議第44号その他の福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、40ページをお開き願います。

まず、遺族団体事業補助でございますが、1の遺族会事業補助に差異がございますほか、2の日本戦災遺族会事業補助及び3の地区遺族会補助につきましては、高松市のみの事業でございます。

対応策でございますが、牟礼町遺族会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとし、財団法人高松市遺族会への加入を促すとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、41ページをごらんいただきたいと存じます。

戦争犠牲者追悼式でございますが、両市町で、記載のとおり事業を実施しております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと存じます。

民生委員・児童委員活動事業でございますが、1の委員数、3の活動費及び5の民生委員推薦会の委員報酬等におきまして、市町間で差異がございます。また、6の項目につきましては、高松市のみの制度でございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。牟礼町地域の民生委員数については、現行のとおりとする。牟礼町民生委員推薦会は、高松市地区民生委員会推薦準備会として取り扱うとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、43ページの特定患者援護事業でございますが、これは高松市のみの事業でございます。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと存じます。

原子爆弾被爆者援護事業でございますが、ほぼ同内容でございますことから、調整案は、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、45ページをごらんいただきたいと存じます。

災害援護関係でございますが、両市町で、ほぼ同様の業務を実施しておりますほか、一部は、高松市のみの事業でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、47ページのふれあいのまちづくり事業補助及び次の48ページの地域福祉計画につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、49ページをごらんいただきたいと存じます。

社会福祉協議会運営補助等事業でございますが、現況のうち、3の補助内容と、次の5

0 ページの 4 の委託事業内容におきまして、市町間で差異がございます。

また、49 ページの右上の問題点・課題の欄の二つ目の項目として記載しておりますように、法律によりまして、一つの自治体においては、一つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっております。

調整案でございますが、「社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。」としたところでございます。

次の 51 ページの障害者小規模作業所助成事業と 52 ページの福祉資金貸付金利子補給事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

続きまして、53 ページをごらんいただきたいと存じます。

紙おむつ給付事業でございますが、1 の心身障害者（児）紙おむつ給付事業につきましては、高松市のみの事業でございます。また、2 の紙おむつ給付事業の対象者等におきまして、市町間では差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、次の 54 ページから 55 ページにかけましての福祉タクシー事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

続きまして、56 ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉電話等貸与事業でございます。現況のうち、1 の障害者福祉電話等貸与事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、57 ページをごらんいただきたいと存じます。

介護見舞金支給事業でございますが、現況のうち、2 の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の事業内容等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、58 ページをごらんいただきたいと存じます。

緊急通報装置貸与等事業でございますが、現況のうち、2 の高齢者緊急通報装置貸与等事業の対象者と、通報システムにおきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、59ページをごらんいただきたいと存じます。

住宅改造成事業でございますが、現況のうちの4の所得要件及び6の助成金額等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、60ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉金等支給事業でございますが、2の福祉金等の種別でございますように、両市町とも、同様の福祉金等を支給いたしておりますが、3の支給額、5の所得等要件、次の61ページの6の対象者の要件におきまして、その内容において、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、62ページをごらんいただきたいと存じます。

配食サービス事業でございますが、市町間で事業内容に差異がございまして、このうち、5の実施方法にございますように、牟礼町では、社会福祉法人あじの里で調理するなどの方法となっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、63ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉バス運行事業でございますが、1の対象者及び2の実施内容等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の福祉バスの巡回運行については、当分の間、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上で、協議第44号その他の福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第44号について、御質問等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

49ページの社会福祉協議会の運営事業、補助事業なんですけども、いろいろ高松と牟礼町では差異がございまして、牟礼町地域におけるサービスの低下を招かないようにって

ということで調整案が出ておりますが、牟礼町の社会福祉協議会にいろいろお聞きしてみますと、高松市の社会福祉協議会との話し合いがまだできていないと。それで、理由をお伺いしますと、まだ、合併がどちらになるかわからんのでというような、非常に不安材料の発言があったりしているところなんです、これは、もともと、今、私らがやってる合併協議会も、前提とはしてますけど、合併になるかならないかわからないけど、合併するとしたらってということで協議があつてわけですから、この社会福祉協議会も、早急に協議をする必要があるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺の指導もする必要があるのではないかなと思っておりますが、そこら辺の考え方を少しお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田会長） 当局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、健康福祉部会の方からお願いいたします。

川田健康福祉部会委員 健康福祉部会からお答え申し上げます。

社会福祉協議会の統合の関係でございますが、社会福祉協議会につきましては、社会福祉法人でございまして、行政と別団体でございますが、両市町の合併に伴って、両社会福祉協議会も統合する必要がございます。そういうことから、両者間で協議し、今後、決めていくことになろうかと思っております。

現在、高松市の社会福祉協議会から聞いているのでは、協議に向けて、現在、準備を進めているところである、というように聞いております。今後、円滑な統合が図られるよう、市といたしましても、協議を働きかけてまいりたいというようには存じております。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

ここに至って、今から協議の準備を進めてるっていうのは、非常に遅いように思うんです。もちろん、福祉法人ですから介入できないっていう部分、あるかもしれませんが、やっぱり統合するっていうことになると、その話し合いは早急にしないと、なかなか一体性がとれないんじゃないかと思っておりますけど、何か特別な理由でもあるんでしょうか。

川田健康福祉部会委員 特に、そのようなところは伺っておりませんが、協議会といたしましても、合併にあわせて、県の方にその統合の届けをする期限があるようございますので、それに向けての、協議会なりのスケジュールの中で、準備を進めてるところではないかというようには思っております。特に、具体的なあれは、伺っておりません。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

安戸委員 牟礼町の安戸ですけど、これは、合併と同時になしなるんちゃうん。法律上は、1自治体に一つしか置けないと、こうなるとるからな。話しするもせんもなしに、1自治体に二つも社会福祉協議会は置けんのでしょうか。だから、1自治体に一つしか置けんのやから、今、現行にある分は、合併と同時に消滅するんちゃうんですか。その辺の理由が、協議するということは、その分を、財産をどうするか、こうするかやけど、社会福祉協議会は、合併したら、一つしか、法律により、1自治体においては一つしか置けないと、こうなるとんやから。ほやけん、自然消滅するんちゃうんですか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

川田健康福祉部会委員 ですから、どのような方法で統合していくかということ。そのままでいきますと、今、言われましたように、牟礼町さんなりの社会福祉協議会の財産なりがなくなる。その取り扱いが、今後、問題としても残りますので、合併までに、両協議会で協議していく必要があると。そして、両社協間の部分は統合していくということであります。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

安戸委員 裸になっとなら、もう身軽にすつと行けるわけ、合併するんだったら。それで、合併するまでに、合併の話がもうできてきたときには、もう牟礼町として、今まで牟礼町の町民からいろいろ寄附をもらうたり、何やも全部返してしもうて、高松市の社会福祉協議会に入ったら、それで終わるんじゃないでしょうか。端的に言うたら、そういうことになるんちゃいますかということをお聞きよるわけや。

川田健康福祉部会委員 ですから、それは両協議会で話しして、協議した中でないと、今後、問題が起こると思われまますので、それは、もう当然、事前に協議する必要があるというふうに思われまます。

議長（増田会長） ほかに何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら、協議第44号につきましても、次回会議で、改めて質疑等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第45号環境対策事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、65ページをお開き願います。

65ページから66ページにかけて、ごみ処理事業の収集方法等について、両市町の現況を整理いたしております。ごらんのように、両市町では、分別の区分、収集回数、収集方法及び搬入場所におきまして違いがございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、67ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の手数料でございます。現況欄にございますように、両市町では、1にございます、ごみ袋の料金、あるいはその他の処理手数料などにおきまして、差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、牟礼町地域において、使用できるものとする。牟礼町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、68ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の一般廃棄物適正処理指導事業でございますが、現況欄にございますように、両市町では、1のごみステーション管理及び2の分別収集推進活動補助において、差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。牟礼町の資源ごみ還元金は、合併時に廃止するとし、調整案につきましても、記載のような内容といたしております。

続きまして、69ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の一般廃棄物収集運搬・処理許可でございますが、両市町とも同内容でございますことから、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、70ページをごらんいただきたいと存じます。

廃棄物管理指導等でございます。現況欄に記載のとおり、両市町で実施しております、1の不法投棄等不法処理防止のうち、一般廃棄物の実施方法等に差異がございまして、牟礼町では、ボランティアの監視員、美化委員により、不法投棄を監視いたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止のうち、ボランティアの監視員及び美化委員による不法投棄の監視については、当分の間、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、71ページをお開き願います。

71ページから72ページにかけては、衛生組織団体活動推進事業の現況を整理いたしております。このうち、1の衛生組織団体と2の衛生組織団体の活動補助におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、73ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ減量・資源化推進事業でございますが、現況のうち、3の生ごみ処理機等購入経費補助につきまして、市町間で、その補助率等において違いがございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次の74ページの環境基本計画は、高松市のみの制度でございます。

続きまして、75ページをお開き願います。

環境保全推進事業でございます。2の環境保全意識啓発につきましては、両市町とも事業を実施いたしておりますが、それ以外の事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、76ページをごらんいただきたいと存じます。

大気汚染監視事業でございますが、牟礼町におきましては、香川県が市と同様の業務を行っておりますことから、調整案としましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、77ページをごらんいただきたいと存じます。

騒音振動防止対策事業でございます。各種測定の実施状況に、市町間で差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、78ページをごらんいただきたいと存じます。

水質汚濁監視事業でございますが、1の公共用水域水質調査は、市町で実施方法が異なりますほか、2の地下水質調査以下の調査項目につきましては、牟礼町では、県が実施をいたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次の79ページの公衆便所管理につきましては、高松市のみ制度でございます。

続きまして、80ページをごらんいただきたいと存じます。

し尿収集事業でございますが、現況のうち、5の貯留施設でございますように、牟礼町では、中継用の貯留施設に一時貯留する収集体制となっておりますが、土地は借地であり、貯留槽は老朽化しておりますことから、対応策といたしましては、高松市の制度に統一することとし、牟礼町のし尿中継用貯留施設については、合併時に廃止するとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で、協議第45号環境対策事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第45号について、御質問等ございましたら、どうぞ御発言願います。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

73ページのごみ減量・資源化推進事業のところなんですけども、牟礼町には、美化センターっていうんで、今、東部の溶融炉に行ってますので、中間施設として、今、利用されてるんですが……

渡部委員 中継施設。

三野（八）委員 ああ、中継施設でね。この美化センターをどう利用するのかっていう具体的なことが、やっぱり地元とのいろんな話し合いがあるようで、そこら辺の方針はどうなってるのかっていうのが意見として出てますので、次で結構ですので、あらあらの方針を出していただきたいと思います。

それと、東部清掃組合の扱いはどうするのかっていうのと、そして、ダイオキシンの調査がなされておるんですけども、ずっと今まで美化センターを利用しておりましたので、それはどういうふうにするのか。やっぱり、そういう非常に抽象的なことじゃなくて、具体的なことも、あらあら方針を出していただきたいという要望がございますので、次回までに、ぜひお願いをしたいんですが。

議長（増田会長） 特に、じゃあ、次回までということで、よろしいですか。

ほかにどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に、ないようでございましたら、協議第45号につきましては、次回会議で、改めて質疑、協議等を行いたいと存じます。

次に、協議第46号商工・観光関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、82ページをお開き願います。

まず、中小企業指導団体等育成について、御説明申し上げます。1の中小企業指導団体補助でございますが、高松市では、条例等に基づき、記載のような内容で助成を行っております。

一方、牟礼町におきましても、牟礼町の商工会及び讃岐石材加工協同組合に補助金を支出いたしておりますが、市町間で、その補助内容等におきまして差異がございます。

対応策でございますが、商工会については、速やかな統合を促す。牟礼町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、団体の活動に支障が生じないように、適切な検討を行うものとする。讃岐石材加工協同組合の事業補助については、現行のとおり実施する。牟礼町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとするとし、調整案といたしましても、同趣旨の内容といたしております。

続きまして、83ページから85ページにかけましての中小企業勤労者福祉制度及び86ページの企業誘致推進につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、87ページをごらんいただきたいと存じます。

中小企業等融資制度でございますが、現況のうち、2の中小企業融資の内容におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時に、牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程に基づき、利子補給金の交付を受けている事業者に限り、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

続きまして、89ページをごらんいただきたいと存じます。

計量検査事業でございますが、現況でございますように、牟礼町では、県におきまして、市と同様の業務を実施しております。

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としております。

次に、90ページをごらんいただきたいと存じます。

勤労者住宅融資資金貸付制度でございますが、現況でございますように、高松市の制度は、新規の者への単年度の利子補給のための預託制度でございます。

一方、牟礼町の制度は、協調融資でございますことから、償還中の融資に係る預託の継続が必要となってまいります。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の制度に基づく融資に係る預託のうち、合併時までに償還を終えていないものについては、高松市が引き続き実施する。」としたところでございます。

次に、91ページをごらんいただきたいと存じます。

久通集会所でございますが、牟礼町では、石工団地集会所として、久通集会所を建設し、自治会に管理を委託いたしております。

調整案といたしましては、「久通集会所については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

次の、92ページの高松テルサ運営事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

同じく、次の93ページの観光振興計画につきましても、高松市のみの制度でございます。

次に、94ページをごらんいただきたいと存じます。

観光イベント振興事業でございます。94ページから次の95ページにかけまして、記載しておりますように、高松市では、さぬき高松まつりなど四つのイベントに対し、補助を行っております。

また、牟礼町では、現況でございますように、おいでまい祭り牟礼に対しまして、町が補助を行っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。牟礼町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施するものとする。」としたところでございます。

なお、次の96ページの観光協会等の育成と97ページの観光施設運営等事業につきましては、いずれも高松市のみの制度でございます。

それでは、98ページをお開き願います。

98ページの椿サミット事業でございますが、現況でございますように、牟礼町では、年1回、椿サミットの開催都市に、椿を出展いたしております。

調整案でございますが、「牟礼町が実施している「椿サミット事業」については、継続して実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、99ページをごらんいただきたいと存じます。

むれ源平まちづくり協議会でございますが、現況でございますように、牟礼町では、昨年の4月にむれ源平まちづくり協議会を結成し、記載のような活動を展開をいたしております。

対応策でございますが、牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」については、NPOに組織化することを踏まえ、適切な対応を行うものとするが、具体的な内容については、合併時まで調整を行うものとするとし、調整案といたしましても、同趣旨の内容といたしております。

なお、次の100ページの競輪運営事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

以上で、協議第46号商工・観光関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第46号について、御質問等ございましたら、御発言願います。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 協議第46号につきましては、そしたら、次回、第11回会議で、改めて質疑等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第47号農林水産関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、102ページをお開き願います。

まず、財産区事務でございますが、牟礼町には該当はございません。

次に、103ページをお開き願います。

水田農業構造改革事業でございます。現況のうち、1の地域水田農業推進協議会の水田農業構造改革交付金の推進作物及び104ページの2の集落実行組合長手当の積算方法におきまして、市町間で差異がございます。また、3の景観作物推進事業につきましては、牟礼町のみで実施している事業でございます。

対応策でございますが、103ページでございますように、高松市の制度に統一する。高松市の推進協議会の推進作物に、牟礼町のコスモスを追加する。牟礼町が実施している

景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとし、調整案といたしましても、同趣旨の内容といたしております。

次に、105ページをごらんいただきたいと存じます。

農業団体育成事業でございますが、現況のうち、1の生活研究グループ及び2の認定農業者連絡協議会の実施内容等におきまして、市町間で差異がございますほか、3の和牛改良組合につきましては、牟礼町のみのものでございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町が実施している和牛改良組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

次の106ページから107ページにかけましての園芸団体育成事業につきましては、高松市のみのものでございます。

次に、108ページをごらんいただきたいと存じます。

有害鳥獣駆除事業でございます。現況のうち、2の市・町単独事業につきましては、牟礼町のみのものでございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町で実施している有害鳥獣駆除対策補助事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

次に、109ページの森林組合育成等事業でございますが、両市町で同様の事業を実施しておりますことから、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次の110ページの農園整備事業につきましては、高松市のみのものでございます。

続きまして、111ページをごらんいただきたいと存じます。

林道整備事業でございますが、事業内容に差異がございますが、調整案といたしましては、「牟礼町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。」としたところでございます。

次に、112ページの農林施設でございますが、牟礼町では、資料に記載のような事業を実施いたしておりますが、調整案といたしましては、「牟礼町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、113ページをごらんいただきたいと存じます。

113ページから115ページにかけて、水産振興について現況を整理いたしておりますが、現況のうち、3の栽培漁業推進事業のうちの栽培魚種及び5の漁業近代化資金利子

助成事業の利子補給率におきまして、市町間で差異がございます。

また、牟礼町は、4の東讃地域マリノーション推進協議会の会員となっております。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。牟礼町の栽培漁業推進事業については、現行のとおりとする。東讃地域マリノーション推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。合併時に、牟礼町の漁業近代化資金利子補給事業に基づき、利子補給金の交付を受けている者については、利子補給期間が満了するまでの間、現行の牟礼町の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、116ページをごらんいただきたいと存じます。

土地改良事業でございますが、1の事業主体につきまして、高松市では、土地改良区及び共同施行体が事業主体となって事業を実施いたしております。

一方、牟礼町では、町及び土地改良区が事業主体となって事業を行っております。また、2の国・県等の補助事業、3の市・町単独事業の補助率及び4のため池水質管理の実施内容に差異がございまして、牟礼町では、4にございますように、本年1月から22年3月まで、アオコ被害による水質浄化対策を実施することといたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。牟礼町が事業主体として合併後も継続する事業に限り、完了するまでの間、現行の牟礼町の補助制度を適用し、高松市が事業を実施するものとする。牟礼町地域のため池のアオコ被害による水質浄化対策については、平成21年度まで実施するものとする。」としたところでございます。

次に、117ページをごらんいただきたいと存じます。

土地改良区等運営補助事業でございますが、高松市では、管内29の土地改良区で組織する高松市土地改良区連合会に対し、運営費の補助を行っております。

一方、牟礼町におきましては、町内の土地改良区に対して補助を行っているものでございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。牟礼町の土地改良区については、合併時までに、高松市土地改良区連合会への加入を促すものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、118ページをごらんいただきたいと存じます。

地籍調査事業でございますが、現況欄にございますように、牟礼町では、平成3年から24年までの予定で、地籍調査を実施しておりまして、15年度末の調査率は69.02%となっております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。牟礼町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

なお、次の119ページの中央卸売市場運営事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

以上で、協議第47号農林水産関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明ありました協議第47号について、御質問等ございましたら、御発言願います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら、協議第47号につきましても、次回、第11回会議で、改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第48号建設関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料その3が終わりましたので、その4の方をごらんいただきたいと存じます。その4の2ページをごらんいただきたいと存じます。その4の2ページでございます。

建設関係事業のうち、まず、用途地域でございますが、資料に記載のとおり、両市町におきまして、用途地域を指定しておりますが、その種類に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の用途地域については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、3ページをお開き願います。

屋外広告物規制でございますが、高松市では、中核市として、市が屋外広告物の許可等の規制事務を行っております。

牟礼町では、県が同様の業務を実施しております。

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

建築指導でございますが、一部、牟礼町においても実施している事業がございますが、大半は、高松市では、特定行政庁として市が実施しております、牟礼町では、県が同様の業務を実施しております。このうち、6ページの10の特定用途制限地域内の制限及び次のページの11の旅館施設等の建築に関する制限の制限内容などにおきまして、市町間

で差異がございます。

調整案でございますが、4ページでございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

なお、4ページの下側には、特定行政庁の説明を記載しております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

8ページから9ページにかけての開発指導でございますが、大半は、高松市では、中核市あるいは特定行政庁として市が実施しておりますが、3の開発行為等の許可基準におきまして、両市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

10ページからの建築物等検査及び12ページの確認申請審査につきましては、建築基準法に基づきまして、特定行政庁として市が実施している事業でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと存じます。

13ページから14ページにかけて、都市公園等の現況を整理いたしております。現況のうち、2の維持管理の方法と3の占用料、4の有料施設の使用料及び管理運営におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、施設の管理運営方法等については、合併時まで調整するものとする。なお、有料施設の使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、15ページのちびっこ広場でございますが、両市町で同様の事業を実施しておりますことから、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、16ページをごらんいただきたいと存じます。

16ページから次の17ページにかけては、緑化事業についての現況を整理いたしております。市町間で事業内容に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

花いっぱい推進事業でございますが、18ページから次の19ページにかけて、両市町の現況を整理いたしております。このうち、3の花と緑と石のまちづくりネットワーク活動支援につきましては、牟礼町のみのものでございます。

対応策でございますが、18ページでございますように、高松市の制度に統一する。なお、牟礼町の「花と緑と石のまちづくりネットワーク」が実施している事業は、高松市の関連事業により対応するとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次の20ページの緑の基本計画につきましては、高松市のみのものでございます。

次に、21ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町道路等でございますが、両市町の道路状況などの現況は、記載のとおりでございますが、4の認定基準におきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。牟礼町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

道路維持管理でございますが、現況のうち、2の補修と3の清掃におきまして、市町間で、一部、差異がございますが、両市町とも、ほぼ同様の取り扱いをしておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、23ページの道路愛護団体につきましては、高松市のみのものでございます。

次に、24ページをごらんいただきたいと存じます。

道路新設改良でございますが、現況欄にございますように、高松市では、市の計画及び地元要望により、道路等の新設改良を行っておりますが、2にございますように、地元要望による場合、記載のとおり単価とし、時価買収は行っておりません。

一方、牟礼町でございますが、町の計画や地元要望により実施する道路等の新設・改良事業に係る用地買収につきましては、記載のとおり、5メートル未満は無償、5メートル以上は時価で買収をする方法をとっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において、牟礼町地域で継続中の事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、25ページをお開き願います。

急傾斜地崩壊対策事業でございますが、現況のうち、2の区域の指定及び3の採択基準

等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。牟礼町地域の採択基準については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

水防対策でございますが、現況のうち、4の水防本部の設置時期と6の避難勧告等の住民への周知方法におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

続きまして、27ページをごらんいただきたいと存じます。

管理河川でございますが、市町間で管理河川の種類等に差異がございます。

調整案でございますが、「牟礼町の普通河川及び準用河川については、高松市の普通河川及び準用河川として引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと存じます。

河川占用料等でございますが、現況のうち、2の河川占用料等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、29ページをお開き願います。

29ページから31ページにかけましての漁港管理事業でございますが、現況のうちで3の維持管理経費の負担割合等及び4の漁港施設占用料において、市町間で差異がございます。また、31ページの5にございますように、高松市では、漁港施設使用料の徴収を検討中でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、29ページにございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の漁港施設占用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

32ページから34ページにかけましての港湾施設占用料・使用料等でございます。これは、牟礼町のみ制度でございますが、高松市におきましても、1の港湾施設占用料及び2の港湾施設使用料の徴収を検討中でございます。

調整案でございますが、32ページでございますように、「牟礼町の港湾施設占用料及び使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、35ページをお開き願います。

漁港開発審議委員会等でございます。現況でございますが、1の漁港開発審議委員会につきましては、高松市のみ、また、2の港湾管理等委員会につきましては、牟礼町のみで設置をされております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次の36ページからの市・町営住宅及び38ページの特定優良賃貸住宅制度、そして、39ページの高齢者向け優良賃貸住宅制度につきましては、高松市のみでございませぬ。

以上で、協議第48号建設関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第48号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第48号につきましても、次回会議で、改めて意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第49号下水道事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、41ページをお開き願います。

まず、公共下水道事業計画でございますが、両市町の計画概要は、記載のとおりでございまして、調整案といたしましては、「牟礼町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。」としております。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと思います。

下水道使用料でございますが、1の使用料と2の徴収方法及び3の納入期限・納入場所におきまして、市町間で差異がございます。このうち、1の使用料でございますが、表の下側に、平均的な両市町の使用料を記載しております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、43ページをごらんいただきたいと存じます。

受益者負担金でございますが、両市町では、制度の内容に差異がございますが、このうち、2の負担金額につきましては、高松市では、1平方メートル当たり150円、牟礼町では、1平方メートル当たり200円ないし500円となっております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと存じます。

水洗便所改造資金支援制度でございますが、1の内容におきまして、市町間で違いがございます。高松市では、市が直接貸し付けをしておりますが、牟礼町では、融資のあっせんを行い、金融機関に対し、利子補給を行っております。また、2の貸付・融資あっせん額等におきましても、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の牟礼町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

次に、45ページをごらんいただきたいと存じます。

汚水ますの設置でございますが、費用の負担区分に、市町間で差異がございます。高松市では、使用者の負担となっておりますが、牟礼町では、町が負担をいたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。」としております。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと存じます。

46ページから47ページにかけては、合併処理浄化槽設置に対する補助の現況を記載しております。ごらんとおり、両市町とも同様な補助制度を設けておりますが、その補助額におきまして、市町間で差異がございます。なお、高松市では、市税滞納者について、別の基準を設けておりますほか、牟礼町では、高度処理型浄化槽の設置補助を行っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

なお、次の48ページから49ページにかけての雨水利用につきましては、高松市のみの事業でございます。

なお、50ページには、先ほどの下水道使用料の比較表を掲載をいたしております。

以上で、協議第49号下水道事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第49号について、御質問等ございましたら、御発言願います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら、協議第49号につきましても、次回会議で、改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第50号社会教育事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、52ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、生涯学習基本計画でございますが、高松市のみの制度でございますことから、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、53ページをごらんいただきたいと存じます。

子ども読書活動推進計画でございますが、市町間で計画の内容に差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次の54ページから55ページの子どもの健全育成につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、56ページをごらんいただきたいと存じます。

子ども会活動の促進でございますが、現況欄でございますように、1の事業内容、2の補助対象団体及び3のジュニア・リーダークラブへの補助等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の校区子ども会及び牟礼町ジュニア・リーダークラブへの補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。」としたところでございます。

次に、57ページをごらんいただきたいと存じます。

P T A活動の促進でございますが、現況のうち、2の補助対象団体及びその内容であります補助におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松

市の制度に統一する。」としております。

次に、58ページをごらんいただきたいと存じます。

成人式でございますが、高松市では成人の日に、牟礼町では1月3日に、記載のような内容で成人式を実施しておりますが、市町間で、その実施内容において差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、59ページをごらんいただきたいと存じます。

青年活動の推進でございますが、1の青年団体の育成事業の補助内容に、市町間で差異がございまして、牟礼町では、記載のように、牟礼町の青年会に対して活動の補助を行っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、60ページをごらんいただきたいと存じます。

現況のうち、4の就学时健診等を活用した子育て講座につきましては、両市町とも実施いたしておりますが、その他につきましては、高松市のみの事業でございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、61ページをごらんいただきたいと存じます。

成人教育の推進でございますが、実施内容等におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、62ページをごらんいただきたいと存じます。

公民館でございますが、62ページから65ページにかけて、両市町の公民館の現況を整理いたしております。このうち、1の施設の概要にございますように、高松市では、校区単位に地区公民館が41館、また、管理公民館が1館整備をされております。

一方、牟礼町でございますが、現況にございますように、中央館、地区館、分館の3館が整備をされております。

また、63ページの2の開館時間等及び65ページの使用料におきましても、市町間で違いがございます。

調整案でございますが、62ページにございますように、「牟礼町の公民館については、高松市に引き継ぐ。牟礼町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時

までに調整する。」としたところでございます。

なお、次の66ページの高松市生涯学習センターにつきましては、高松市のみの事業でございます。

次に、67ページをごらんいただきたいと存じます。

少年育成センター事業でございますが、現況の2の事業内容のうち、地区住民会議サポートの支援内容に、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。牟礼町青少年健全育成連絡協議会については、高松市青少年育成市民会議への統合を促す。牟礼町の各校区青少年育成連絡協議会については、高松市青少年育成市民会議への加入を促す。なお、活動支援方法等については、牟礼町の地域活動の実情を考慮する中で、適切に対応するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、68ページをごらんいただきたいと存じます。

68ページから次の69ページにかけてのスポーツ団体育成事業でございますが、現況のうち、1の体育協会に対する補助と、次の69ページの4のスポーツ少年団への補助及び登録料等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、68ページにございますように、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、70ページをごらんいただきたいと存じます。

スポーツイベント等振興事業でございますが、現況のうち、1の市・町民スポーツ大会の内容等におきまして、市町間で差異がございますほか、また、2の地区運動会につきましては、牟礼町では実施いたしておりません。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の町民運動会への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、71ページをごらんいただきたいと存じます。

各種スポーツイベント事業でございますが、両市町共に、現況欄に記載のような事業等を実施しておりますが、両市町では、類似のイベントがあるほか、牟礼町のスポーツイベ

ントについては、参加対象や実施場所が牟礼町地域に限定されるものがございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の町長杯フェンシング大会については、継続するものとする。」としたところでございます。

次に、72ページをごらんいただきたいと存じます。

体育指導委員でございますが、1の構成のうち、委員の選出方法につきまして、市町間で差異がございます。高松市では、各小学校区から男女各1名を選出することになっております。なお、牟礼町の委員数等は、資料に記載のとおりでございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、73ページをごらんいただきたいと存じます。

73ページから74ページにかけての学校体育施設開放推進事業でございますが、現況欄の1の開放施設の種類にございますように、両市町では、記載のように、学校体育施設を開放いたしております。また、2の管理運営方法、3の使用の申請方法、次の74ページの6の使用料及び7の開放時間におきまして、市町間では差異がございます。

調整案でございますが、73ページに記載のとおり、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、75ページをお開き願います。

体育施設管理運営でございます。両市町では、現況にございますように、体育施設の管理運営方法や利用時間、使用料等におきまして差異がございます。

また、牟礼町では、町民プール及び町民柔剣道場を、中学校の部活動や授業で使用するとともに、使用料の減免措置を行っております。また、スポーツ少年団が総合体育館を使用する場合におきましても、使用料の減免措置を行っております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、合併時まで調整する。」としたところでございます。

以上で、協議第50号社会教育事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第50号について、御質問等ござい

ましたら、御発言を願います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら、協議第50号につきましても、次回会議で、改めて質疑、協議等を行いたいと存じます。

次に、協議第51号文化振興事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、79ページをお開き願います。

まず、指定文化財でございますが、1の文化財審議会につきましては、委員数及び報酬等に差異がありますほか、2の指定文化財につきまして、牟礼町では、源平屋島古戦場の19カ所を史跡として文化財指定しておりますが、高松市では、指定いたしておりません。

対応策でございますが、牟礼町文化財保護委員会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。牟礼町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぎ、指定に当たっては、牟礼町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。文化財保存等事業に係る補助金については、これまでの補助状況や現在の活動状況等を個別に検討の上、決定するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、80ページをごらんいただきたいと存じます。

埋蔵文化財調査事業でございますが、一部、市町間で実施内容に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、81ページをごらんいただきたいと存じます。

文化財学習事業でございますが、高松市では、資料に記載のとおり、各種の事業を実施しておりますが、牟礼町では、記載のような内容の新春ウォーク事業を実施しております。

対応策でございますが、牟礼町の「新春ウォーク事業」を高松市の「ふるさと探訪」事業に組み込み、牟礼町内の史跡等を訪ねるコースを設定することとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次の82ページの文化奨励賞は、高松市のみの制度でございます。

続きまして、83ページをごらんいただきたいと存じます。

文化祭開催事業でございますが、両市町では、地区文化祭の開催時期、内容等に差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、84ページをごらんいただきたいと存じます。

文化芸術活動推進事業でございます。現況のうち、2と3の事業につきましては、高松市のみで実施している事業でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、85ページをごらんいただきたいと存じます。

文化団体の育成・支援事業でございますが、両市町では、文化団体の活動補助、事業補助を行っておりますが、文化協会の組織において、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。牟礼町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。牟礼町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時まで調整するとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、86ページをごらんいただきたいと存じます。

86ページから90ページにかけましての歴史資料館運営事業でございますが、高松市では高松市歴史資料館、一方、牟礼町には牟礼町石の民俗資料館が、それぞれ設置されておりますが、休館日、展示内容、観覧料等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、86ページにございますように、「石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。」としたところでございます。

次に、91ページをごらんいただきたいと存じます。

91ページの歴史資料整備事業でございますが、市町間で事業内容に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、92ページをごらんいただきたいと存じます。

92ページから93ページにかけましての文化教育普及事業でございますが、現況のうち、1の体験学習及び2の資料館講座につきましては、両市町とも実施しておりますが、その事業内容において差異がございます。また、次の4の友の会につきましては、牟礼町のみ事業でございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、石の民俗資料館における体験学習及び牟礼町石の民俗資料館友の会については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、94ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館運営事業でございますが、高松市では、図書館を設置し、記載のような運営事業を実施しております。

一方、牟礼町におきましても、公民館内に図書館を設置し、図書等の貸出しを行っておりますが、市町間では、休館日、開館時間等におきまして差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。牟礼町図書館については、高松市図書館の分館として取り扱うものとする。開館時間については、複合施設との調整を行うとし、調整案は「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、95ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館事業でございますが、現況のうち、2の児童行事の開催時期におきまして、市町間で差異がございますほか、3の移動図書館の巡回につきましては、牟礼町は該当はございません。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、96ページの文化センター事業から103ページの文化芸術ホール運営事業までは、いずれも高松市のみの事業でございます。

続きまして、105ページをごらんいただきたいと存じます。

105ページの栗山記念館運営支援事業でございますが、現況欄に記載のとおり、牟礼町では、栗山記念館の運営に対し、町が補助を行っております。また、栗山祭では、町職員を動員するなど、牟礼町を挙げて実施をいたしております。

対応策でございますが、栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。なお、栗山記念館の管理運営に対する補助及び栗山祭に対する支援等の詳細については、合併時までには調整するものとするとし、調整案といたしましては、記載のような内容といたしております。

以上で、協議第51号文化振興事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第51号について、御質問等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

94ページの図書館の件なんですけども、牟礼町の図書利用率、結構いいと思うんですけども、分館になると、今とどういふ、状況がどういふふうになるようになるのでしょうか、少し御説明いただきたいと思っております。

議長（増田会長） 事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、文化部会の方からお答えを申し上げます。よろしくお願いたします。

川崎文化部会委員 文化部会の方からお答えいたします。

図書館は、統合しますと、コンピュータとか、いろんな目録情報とかを統合して、全市的に、みんながどこでも使えるというような形に考えております。

一応、分館としてという名前にこだわるわけですが、分館としては、一定の権限内で、独自に運営機能を有する地域館として位置づけられまして、分館固有の資料とか、施設、職員を有して、独自に貸し出し、レファレンス等のサービスを展開するものと考えております。

ですから、本館というか、中央館ですね、中央館は、高松市図書館全体の図書館サービス、中央館そのもののサービスの上に、高松市全体のサービスが、利用する市民にとって最も効果的で、ふさわしいようなことをコントロールするというか、マネジメントすると、そういうなんを本館の機能と考えております。ですから、地域館は、サービスが落ちるとか、そういうことはなくて、むしろ全市的に、自由に利用できると、メリットがずっと大きいんじゃないかと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 ということは、今、牟礼町の図書館の上に、もっと電算化して便利になる。

川崎文化部会委員 そうです。逆にですね.....

三野（八）委員 だから、質は落ちなくて、むしろ上がるという、そういうとらえ方でよろしいですね。

川崎文化部会委員 そうです。図書館は、小学校とか中学校と違って、市民がどこへ行ってもいいわけです。例えば、牟礼の図書館、現在の牟礼町民も、高松市のほかの図書館に、そちらにいい資料があれば、そちらへ行けるということにもなります。また、逆に、ほかの図書館に資料があったら、取り寄せをできると、そういうことも可能になります。だから、悪くなることはほとんどないと思います。

三野（八）委員 ありがとうございます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

太田委員 牟礼の太田です。

公民館のことなんですけれども、高松市の今の公民館は、何年か後には主事さんとか、それから館長さんがいなくなる予定だっていうのを聞いているんですが、それはどういう、管理の仕方はどういうふうになるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、部会の方からお答え申し上げます。

久利市民部会委員 本来、教育部会の方からお答えすべきところでございますが、本市では、18年度を目標に、市内にございます公民館については、地域の方で自主管理、自主運営をお願いしようということで、地域コミュニティの構築にあわせて、現在、準備を進めております。

ただ、牟礼町につきましては、そういった移行準備というものに、あるいは町民全体のコンセンサスといいたしでしょうか、ある程度、御理解が進まないと、なかなか難しい側面もありますので、しばらくの間は、教育委員会の方で、そういった事業なりが進められるものと思っております。

このコミュニティセンターは、基本的に、公民館としての機能は残しますので、いわゆる生涯学習事業というのは、公民館を拠点に、地区館につきましても、同じように維持されるわけですが、管理の形態が、地域のコミュニティを中心に自主管理をお願いしようと、そういうところに特徴がございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら、協議第51号につきましても、次回会議で、改めて質疑等を行い、意思集約を図ることいたします。

次に、協議第52号その他の事業（夢励人プロジェクト）についてから協議第56号その他の事業（石のさとフェスティバル事業）についてまでの5件につきましては、一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、107ページをお開き願います。

まず、その他の事業（夢励人プロジェクト）でございますが、現況欄にございますように、牟礼町では、昨年8月に夢励人プロジェクトを発足させ、その活動に対して補助を行っております。

調整案でございますが、「牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、市民活動団体の自主的な活動への移行を前提に、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行うものとする。」としたところでございます。

次に、108ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業の契約制度でございますが、まず、物品等に係る入札・契約制度の現況のうち、1の入札参加資格受付制度は、牟礼町には該当がございませんほか、2の発注方法等、3の入札・契約制度及び4の審査委員会につきましても、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、109ページをごらんいただきたいと存じます。

109ページと110ページにかけましては、契約制度のうち、建設工事等に係る入札・契約制度の現況を整理いたしております。現況のうち、1の入札参加資格受付、2の発注方法等、そして、次の110ページの3の格付け等入札・契約制度、また、5の工事監督、検査、工事成績の採点におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、109ページでございますように、高松市の制度に統一する。合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、牟礼町のみ名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、111ページをごらんいただきたいと存じます。

葬斎関係事業のうち、まず、葬斎場でございますが、両市町の現況は、記載のとおりでございますが、このうち、112ページの3の施設の使用料におきまして、市町間では差異がございます。また、高松市欄の表の下に、印で記載しておりますように、高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中でございます。

調整案でございますが、111ページでございますように、「牟礼町斎苑については、高松市に引き継ぐものとし、使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、113ページをごらんいただきたいと存じます。

墓園関連事業でございますが、現況のうち、1の墓地の永代使用料等、次の114ページの2の使用者の資格、3の使用許可書再発行に伴う手数料等におきまして、市町間では差異がございます。

調整案といたしましては、113ページにございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、115ページをお開き願います。

市・町民葬儀でございますが、現況のうち、葬儀の種類と料金等におきまして、市町間では差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。牟礼町斎苑使用葬儀の霊柩車の取扱いは、現行のとおりとする。利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとするとし、調整案も記載のような内容といたしております。

続きまして、116ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業の女性政策でございますが、116ページの男女共同参画啓発事業から118ページの女性センター事業までにつきましては、いずれも高松市のみの事業でございます。

次の119ページをごらんいただきたいと存じます。

119ページの女性団体育成事業でございますが、女性団体の支援につきまして、市町間では、その支援内容に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、120ページをごらんいただきたいと存じます。

最後は、石のさとフェスティバル事業でございます。現況欄にございますように、牟礼町では、庵治町と共同で、石のさとフェスティバルを、3年に1回、開催をいたしております。

調整案でございますが、「石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。」としたところでございます。

以上が、その他の事業5件の説明でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第52号から協議第56号までについて、御質問等ございましたら、御発言願います。特に、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、協議第52号から協議第56号までの5件につきまして

も、次回会議で、改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

会議次第 4 その他(1)高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

(2)高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長(増田会長) 次に、会議次第の4 その他2件を一括、事務局から説明いたします。  
事務局次長(加藤) それでは、会議資料の一番最後のページでございます。82ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の82ページでございます。

まず、各合併協議会の協議の状況でございますが、82ページの資料には、本日1月19日現在で協議の状況を整理いたしております。右から三つ目の、この高松市と牟礼町の合併協議会の欄には、本日、提案いたしました項目に 印を記入いたしております。ごらんのように、本日をもちまして、合併の期日以外の項目については提案が終了をいたしております。なお、その他の合併協議会につきましても、おおむね同じような状況でございます。

以上が協議状況でございます。

続きまして、会議の開催予定でございますが、前の81ページでございますが、次回第11回会議の日程につきましては、現在、調整中でございます。早急に日程を確定させまして、改めて委員の皆様にお知らせをしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは、以上でございます。

議長(増田会長) 以上で、本日の会議日程はすべて終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かこの際、御発言がございましたら承りますが。

はい、どうぞ。

三野(八)委員 牟礼町の三野です。

先ほど、ちょっと私、聞き漏らしたかと思うんですが、上水道のところ、ミスプリというか、それがあるので、今回、訂正をいただく予定になってたように思うんですが、訂正されましたでしょうか。給水装置新設等負担金っていうところで、1の負担金額っていうところで、表がございまして、私が聞き漏らしたんだったらいいんですけども。それが一つと。

そして、もう一つ、二つございまして、議事録が、12月に第8回が、合併協議会開催されましたが、まだ議事録ができてないように伺ってるんですが、いつごろになるのですし

ようか。と申しますのは、私のあのときの発言が随分物議を醸し出ししたりしてますので、逐一、ちょっとチェックをしたいと思ってますが、その2件でございます。

議長（増田会長） 事務局からお答えいたします。

事務局長 事務局から会議録の関係について説明をいたします。

11月から12月にかけて、合併協議会の開催の頻度が高まってきておりまして、その関係とその他の作業も詰まってきたりしております。そういう関係で、会議録の調製が、作成業務の進行状況が遅くなっているということで、御迷惑をおかけいたしておりますけれども、精力的に作業を進めていきたいというふうに思っております。

今の時点で、いつごろということをご申し上げる、ちょっと材料を持ち合わせておりませんので、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

水道の関係については、ちょっと牟礼町の方から何か説明できますか。ちょっと事務局としては聞いておりませんので、よろしく申し上げます。

佐藤水道部会委員 附属資料のその2の58ページの給水装置新設負担金の分類2番、負担金の額でございますが、メーター口径が、100と150ミリのところが逆になっておりました。この分については修正しております、今回。

三野（八）委員 修正されてるんですね。

佐藤水道部会委員 はい。前の資料は、100ミリの欄が150、100と150ミリが上下逆さになっておりましたが、それは直しております。

三野（八）委員 わかりました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

渡部委員 一つお願いします。合併の協議事項に該当することではないんですけども、高松市は総合行政をやっておられますし、町行政ではなかなか手の届かない問題ですが、住民にとっては非常に大事なことでございますので、期待を込めて調べておきたいと思うんですが、まず一つは、病院関係です。市民病院がどういう状況で、どのように市民に信頼されて、どのような、今、経営状態にあって、どのように、これから市としてやっていくのか。これは市民の健康を守る上の大きな事業でございますし、期待もあろうと思えますし、財政的には大きい負担もかかろうと思えますし、私たちとしても知っておきたいと思うのが一つでございます。

もう一つは、市営住宅の問題です。市営住宅をどのくらい持たれて、そして、どのくら

い入居、回転率なんかをどうっておられて、利用がどうされているのか。これも、町行政では町営住宅などを持てるような状況ではございませんので、市営住宅等利用される方々もいろいろとおられると思いますし、そういうことが可能であるのかどうか。その経営状況、住宅の状況等を勉強したいと思いますので、参考までに、資料を提供していただきたいと、お願いしておきます。

議長（増田会長） そのように、事務局の方で取り計らうようにいたします。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

土地開発公社の件で、資料をちょっとお願いしたいんですが、牟礼町の方で資料をお願いしたら、ちょっとできないっていうことだったんですが、高松市の土地開発公社の、いろいろあると思うんですが、どこの土地を、何年に、幾らで買ったのかっていう、そして、利息は幾ら支払ってるのかっていう、それとか、こないだ香川町の協議会の傍聴に行ってみましたら、何か5年以内に買い戻すっていうことに、何か、たてりとしてはなってるように伺ったりしてたんですが、そこら辺の状況を、資料を次にお願いをします。

議長（増田会長） わかりました。開発公社の状況。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それじゃ、今、御要望があった点については、次回までに。

事務局次長（加藤） また、幹事会などで協議させていただいて……

議長（増田会長） それじゃ、このあたりで、時間も経過したので、高松市・牟礼町合併協議会第10回会議を閉会させていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜り、まことにありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。どうもお疲れさまでございました。

午後 4時41分 閉会

会議録署名委員

委員

加藤博美

委員

渡部康一